

第22期 第27回 佐賀県有明海区漁業調整委員会

日 時：令和6年1月26日（金）

14：00～

場 所：佐賀県水産会館「中会議室」

（佐賀市西与賀町厘外821番地の4）

～ 次 第 ～

1 開 会

2 議 題

- （1）佐賀県資源管理方針の変更（案）について（諮問）・・・ P1～24
- （2）令和6年度刺網漁業等福佐相互入漁に係る許可方針（案）
について（諮問）・・・ P25～32
- （3）有明海における佐賀、福岡両県の漁業調整に関する協定書
について（協議）
 - 1 第6条に係る知事許可漁業について・・・ P33
 - 2 第3条に係る関係漁場について・・・ P34～36
- （4）令和6年もがい特別採捕の許可方針（案）について（協議）・・・ P37～38
- （5）委員会指示の適用除外について
（筑後川下流総合管理所）（協議）・・・ P39～44
- （6）令和5年度の潜水器許可漁業について（報告）・・・ P45～46
- （7）うみたけに係る委員会承認漁業の操業結果について（報告）・・・ P47
- （8）その他

3 閉 会

水産第4228号

令和6年(2024年)1月22日

佐賀県有明海区漁業調整委員会

会長 西久保 敏 様

佐賀県知事 山口 祥義



佐賀県資源管理方針の一部変更について（諮問）

標記方針の変更にあたり、漁業法第14条第4項の規定により、貴漁業調整委員会の御意見をお聴かせくださるようお願いいたします。

【添付資料】

1. 佐賀県資源管理方針の変更について
2. 佐賀県資源管理方針案

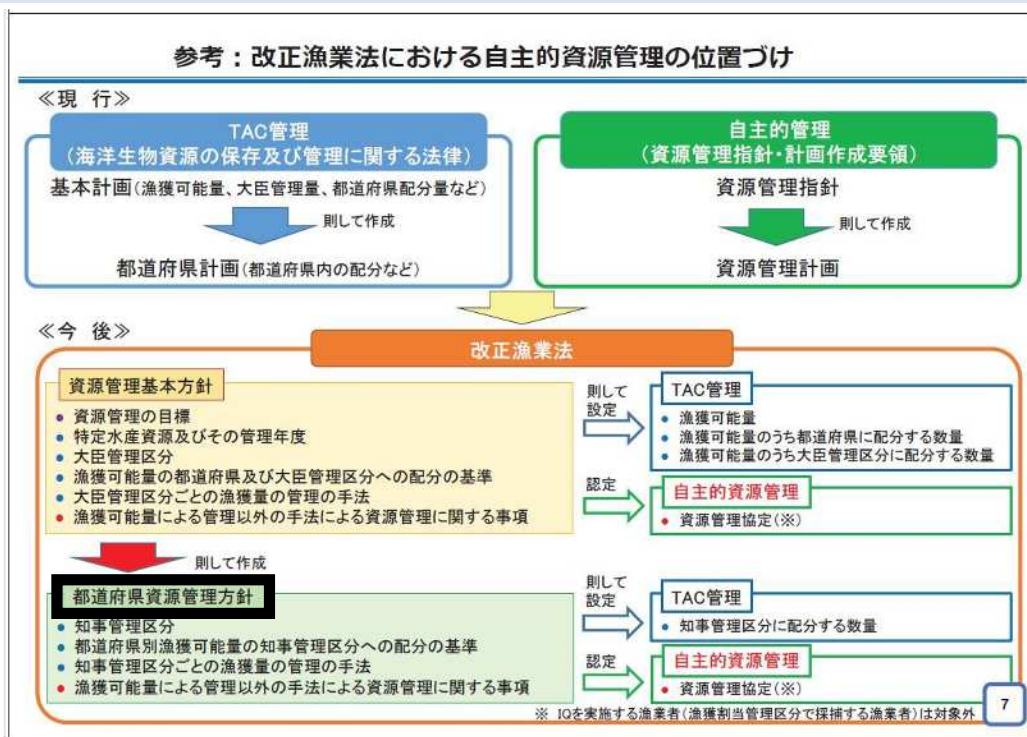
佐賀県農林水産部水産課
玄海創生・栽培資源担当
電話:0952-25-7144
FAX :0952-25-7274



佐賀県資源管理方針の変更について

県水産課資料

- 県の資源管理方針とは、資源管理に関する基本的な考え方を示したもの
- 対象種は、県の重要水産資源、その他、資源管理協定締結に必要なもの
- 今回の修正は、TAC管理以外の自主的資源管理の対象種の追加



佐賀県資源管理方針の変更について

県水産課資料

■ 既存の対象種(TAC対象種9種)

- ①まあじ、②まいわし対馬暖流系群、③さんま、④するめいか、⑤くろまぐろ(小型魚)、⑥くろまぐろ(大型魚)、⑦まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、⑧かたくちいわし対馬暖流系群、⑨うるめいわし対馬暖流系群

■ 今回の修正で追加する対象種(18種:玄海14種、有明4種)

- ①きんめだい東シナ海系群、②ぶり、③まだい日本海西部・東シナ海系群、④さわら日本海・東シナ海系群、⑤ひらめ日本海中西部・東シナ海系群、⑥とらふぐ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群、⑦けんさきいか日本海・東シナ海系群、⑧いさき九州北・西海域、⑨くるまえば玄界灘佐賀海域、⑩くえ九州北西・山口海域、⑪がざみ有明海海域、⑫あかむつ九州北西海域、⑬このしろ有明海海域、⑭しばえび有明海海域、⑮さるぼう佐賀県有明海海域、⑯うに類佐賀県玄海海域、⑰さざえ佐賀県玄海海域、⑱あわび類佐賀県玄海海域

県の重要魚種であり、まとまった漁獲があること、資源量に関連するデータがあること、現行資源管理計画の対象種であること等の観点から選定(今後も追加・削除は可能)

○佐賀県資源管理方針

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 14 条第 9 項の規定に基づき、佐賀県において資源管理を行うための方針を次のように変更したので、同条第 10 項で準用する同条第 6 項の規定に基づき公表する。

令和●年●月●日

佐賀県知事 山口 祥義

第 1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県の水産業は、生産量 66.6 千トン（令和 3 年）、生産額は 305.6 億円（令和 2 年）である。また、漁業就業者数は、3,669 人（平成 30 年）であり、多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の責務

本県は、漁業法（以下「法」という。）第 6 条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第 10 条第 1 項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

第 2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、都道府県知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

第 3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記 1 及び 2 の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

第 4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を漁獲量の管理の基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当

てによる管理に移行するものとする。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

3 漁業者自身による自主的な取組

都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

(2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ適切なタイミングで報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進

めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにすることとする。

2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得たうえで、着実に実行していくものとする。

3 種苗放流等の取組

種苗生産・放流・育成管理（以下「種苗放流等」という。）の取組は、資源管理の一環として実施することから、対象となる水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

新たに種苗放流等を実施する水産資源については、資源水準の回復にその取組の有効性が認められる場合に、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとし、当該水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

これまで種苗放流等を実施してきた水産資源については、種苗放流等の効果の検証の結果、その取組の有効性が認められるものであって、その造成の目的を達成していないものは、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとする。

また、当該検証の結果、当該水産資源の造成の目的を達成したものは、当該水産資源を維持するために必要な資源管理措置のみを実施することに移行することとし、種苗放流等を実施しないこととする。

なお、当該検証の結果、その効果の認められないものは、種苗放流等を実施しないこととする。

4 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び都道府県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するように指導するものとする。

第7 佐賀県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1－1 まあじ」から「別紙1－9 うるめいわし」までに、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は「別紙3－1 きんめだい（東シナ海海域）」から「別紙3－18 あわび類佐賀県玄海海域」までに、それぞれ定めるものとする。

附則

この方針は、令和2年12月1日より施行する。

附則

この方針は、令和3年1月1日より施行する。

附則

この方針は、令和3年4月1日より施行する。

附則

この方針は、令和３年７月１日より施行する。

附則

この方針は、令和４年４月１日より施行する。

附則

この方針は、令和４年７月１日より施行する。

附則

この方針は、令和５年１月１日より施行する。

附則

この方針は、令和５年●月●日より施行する。

別紙 1－1

第 1 特定水産資源
まあじ

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
佐賀県まあじ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、まあじを採捕する水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業（漁業の許可及び取締りに関する省令（昭和 38 年農林水産省令第 5 号第 70 条第 1 号に規定する漁業）、小型まき網漁業（佐賀県漁業調整規則（令和 2 年佐賀県規則第 63 号（以下「規則」という。））第 4 条第 1 項第 8 号に規定する漁業）、しき網漁業（規則第 4 条第 1 項第 13 号に規定する漁業）、定置漁業（法第 60 条第 3 項第 1 号に規定する漁業）、小型定置網漁業（法第 60 条第 5 項第 2 号に規定する網漁具を移動しないように敷設して営む漁業の一種及び規則第 4 条第 1 項第 18 号に規定する漁業）及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまあじを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
全量を佐賀県まあじ漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまあじを採捕する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁 業 の 種 類	漁獲努力量（単位：許可統数、設置統数）
中型まき網漁業	2 統
小型まき網漁業	4 統
しき網漁業	50 統
定置漁業	2 統
小型定置網漁業	60 統

別紙 1－2

第 1 特定水産資源

まいわし対馬暖流系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

佐賀県まいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、まいわしを採捕する水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまいわしを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県まいわし漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまいわしを採捕する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁 業 の 種 類	漁獲努力量（単位：許可統数、設置統数）
中型まき網漁業	2 統
小型まき網漁業	4 統
しき網漁業	50 統
定置漁業	2 統
小型定置網漁業	60 統

別紙 1－3

第 1 特定水産資源
さんま

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
佐賀県さんま漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、さんまを採捕する水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるさんまを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
全量を佐賀県さんま漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるさんまを採捕する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁 業 の 種 類	漁獲努力量（単位：許可統数、設置統数）
中型まき網漁業	2 統
小型まき網漁業	4 統
しき網漁業	50 統
定置漁業	2 統
小型定置網漁業	60 統

別紙 1－4

第 1 特定水産資源
するめいか

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
佐賀県するめいか漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

② 水域

②の対象とする漁業が、するめいかを採捕する水域

② 対象とする漁業

定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるするめいかを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県するめいか漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるするめいかを採捕する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁 業 の 種 類	漁獲努力量（単位：許可統数、設置統数）
定置漁業	2 統
小型定置網漁業	60 統

第 1 特定水産資源

くろまぐろ（小型魚）

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 佐賀県くろまぐろ（小型魚）定置漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域（省令第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる海域をいう。以下同じ。）

② 対象とする漁業

佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ（小型魚）を採捕する定置漁業（法第 60 条第 3 項に規定する定置漁業及び法第 60 条第 5 項第 2 号に掲げる第 2 種共同漁業漁業（定置網を使用するものに限る。））

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日から、その日の属する月の翌月 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量等の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から 3 日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 9 1 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日は算入しない。）

2 佐賀県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業（佐賀県くろまぐろ（小型魚）定置漁業を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日から、その日の属する月の翌月 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量等の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から 3 日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 9

1号) 第1条第1項に規定する行政機関の休日は算入しない。)

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を平成22年(2010年)1月1日から平成24年(2012年)12月末日までの漁獲実績に応じてそれぞれの知事管理区分で按分する。また、管理年度の途中において、国の留保からの漁獲可能量の追加配分又は大臣管理区分若しくは他の都道府県との間の漁獲可能量の融通等が実施されることに伴って本県の漁獲可能量が増加した場合、当該特定水産資源の回遊状況、協定の実施状況等を踏まえ、松浦海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の総量等の公表に関して、法第31条に定める漁獲量の総量が知事管理漁獲可能量を超えるおそれがあると認めるときに該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

別紙 1－6

第 1 特定水産資源

くろまぐろ（大型魚）

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 佐賀県くろまぐろ（大型魚）定置漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ（大型魚）を採捕する定置漁業（法第 60 条第 3 項に規定する定置漁業及び法第 60 条第 5 項第 2 号に掲げる第 2 種共同漁業漁業（定置網を使用するものに限る。））

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日から、その日の属する月の翌月 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量等の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から 3 日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 9 1 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日は算入しない。）

2 佐賀県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業（佐賀県くろまぐろ（大型魚）定置漁業を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日から、その日の属する月の翌月 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量等の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から 3 日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 9 1 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日は算入しない。）

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

定置漁業および漁船漁業にそれぞれ概ね半量ずつを配分する。また、管理年度の途中において、国の留保からの漁獲可能量の追加配分又は大臣管理区分若しくは他の都道府県との間の漁獲可能量の融通等が実施されることに伴って本県の漁獲可能量が増加した場合、当該特定水産資源の回遊状況、協定の実施状況等を踏まえ、松浦海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の総量等の公表に関して、法第31条に定める漁獲量の総量が知事管理漁獲可能量を超えるおそれがあると認めるときに該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

別紙 1－7

第 1 特定水産資源

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

佐賀県まさば及びごまさば漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、まさば及びごまさばを採捕する水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまさば及びごまさばを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県まさば及びごまさば漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまさば及びごまさばを採捕する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁 業 の 種 類	漁獲努力量（単位：許可統数、設置統数）
中型まき網漁業	2 統
小型まき網漁業	4 統
しき網漁業	50 統
定置漁業	2 統
小型定置網漁業	60 統

別紙 1－8

第 1 特定水産資源

かたくちいわし対馬暖流系群（体色が銀色のものをいう。以下この別紙の第 2 から第 3 において同じ。）

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
佐賀県かたくちいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、かたくちいわしを採捕する水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業、いわし船曳網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるかたくちいわしを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県かたくちいわし漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

かたくちいわし対馬暖流系群のうち、しらす（かたくちいわし対馬暖流系群のうち、体色が銀色のもの以外のものをいう。以下この別紙において同じ。）を漁獲対象とする漁業について、しらすを漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないように努める。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2（5）に定めるステップアップ管理を行う。

別紙 1－9

第 1 特定水産資源

うるめいわし対馬暖流系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

佐賀県うるめいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、うるめいわしを採捕する水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるうるめいわしを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県うるめいわし漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

特になし

第 5 資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2 （ 5 ）

に定めるステップアップ管理を行う。

別紙 3—1

第 1 水産資源

きんめだい（東シナ海海域）

第 2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（34 トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 項第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙 3—2

第 1 水産資源

ぶり

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 項第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙 3—3

第 1 水産資源

まだい日本海西部・東シナ海系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における資源量指標値を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 項第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙 3—4

第 1 水産資源

さわら日本海・東シナ海系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における資源量指標値を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 項第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙 3—5

第 1 水産資源

ひらめ日本海中西部・東シナ海系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 項第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙 3—6

第 1 水産資源

とらふぐ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 項第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

別紙3—7

第1 水産資源

けんさきいか日本海・東シナ海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を、中位以上に回復させる。なお国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124項第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

別紙3—8

第1 水産資源

いさき九州北・西海域

第2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、ごち網漁業におけるCPUEを直近5年間（2017～2021年）の平均値（80kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124項第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

別紙3—9

第1 水産資源

くるまえばい玄界灘佐賀海域

第2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、小型機船底引き網（えびこぎ網漁業）におけるCPUEを直近5年間（2017～2021年）の平均値（2kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124項第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、

当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

別紙3—10

第1 水産資源

くえ九州北西・山口海域

第2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、全漁業種類から算出した CPUE を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（13kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 項第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

別紙3—11

第1 水産資源

がぞみ有明海海域

第2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、固定式刺し網漁業における CPU E を直近 5 年間（2018 年～2022 年）の平均値程度（16.4kg/隻・回）で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 項第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

別紙3—12

第1 水産資源

あかむつ九州北西海域

第2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（22 トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 項第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

別紙 3—13

第 1 水産資源

このしろ有明海海域

第 2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、投網漁業における CPUE を直近 5 年間（2018 年～2022 年）の平均値（200kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 項第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

別紙 3—14

第 1 水産資源

しばえび有明海海域

第 2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、投網漁業における CPUE を直近 5 年間（2018 年～2022 年）の平均値（250kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 項第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

別紙 3—15

第 1 水産資源

さるぼう佐賀県有明海海域

第 2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（738 トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこ

ととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124項第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

別紙3—16

第1 水産資源

うに類佐賀県玄海海域

第2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近5年間（2017～2021年）の平均値（58トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124項第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙3—17

第1 水産資源

さざえ佐賀県玄海海域

第2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近5年間（2017～2021年）の平均値（70トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124項第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙3—18

第1 水産資源

あわび類佐賀県玄海海域

第2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（11 トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 項第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

水産第 4116 号
令和 6 年 1 月 16 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敏 様

佐賀県知事 山口 祥義



令和 6 年度刺網漁業等福佐相互入漁に係る許可方針（案）について（諮問）

佐賀県有明海における令和 5 年度の刺網漁業等の福岡県からの入漁許可については、令和 6 年 6 月 30 日で期間満了となります。

つきましては、令和 6 年度の入漁許可に当たり、別添のとおり許可方針を定めることについて、佐賀県漁業調整規則第 11 条第 3 項、第 5 項及び第 15 条第 2 項の規定により貴委員会の意見を求めます。

（担当：農林水産部水産課）

令和5-6年度刺網漁業等福佐相互入漁（佐賀県有明海区への入漁）許可方針（案）

第1 制限措置

1 漁業種類

佐賀県有明海区に入漁する漁業種類は、すずき流し刺網漁業、えび三重流し刺網漁業、雑魚一重流し刺網漁業、固定式刺網漁業及びげんしき網漁業とする。

なお、潜水器漁業は、別途取り扱うこととし、福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会で協議する。

2 許可又は起業の認可をすべき船舶の数

120隻

3 船舶の総トン数

制限なし

4 推進機関の馬力数

制限なし

5 操業区域

佐賀県有明海（農林水産大臣管轄漁場を除く。）

6 漁業時期

1月1日から12月31日まで

7 漁業を営む者の資格

- (1) 福岡県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者
- (2) 福岡県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者
- (3) 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号。以下「規則」という。）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者
- (4) 適切な資源管理を実践できる者
- (5) 漁業の生産力の向上に努めようとする者

第2 許可の有効期間

令和5-6年7月1日から令和6-7年6月30日まで

第3 申請すべき期間

- 1 申請すべき期間は、令和5-6年4月28-25日から令和5-6年5月31日までとする。
- 2 7月、10月、翌年1月の各月の末日時点において、有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数が120件に満たないときは、残枠について各月の翌月1ヶ月間を新たな申請すべき期間として追加する。ただし、この場合において、申請すべき期間の最終日が閉庁日となるときは、その次の開庁日までを申請すべき期間に加える。

第4 許可の基準

申請すべき期間に受付けた申請の数が、許可又は起業の認可をすべき船舶の数を

超える場合は、次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 前回の許可の有効期間中に申請に係る漁業許可を有していた者。ただし、当該順位の適用は、有していた許可件数の範囲までとする。
- (2) 申請に係る漁業と同一の福岡県の漁業許可を有している者
- (3) 申請に係る漁業以外の福岡県の漁業許可を有している者
- (4) 上記(1)から(3)に該当しない者

第5 条件

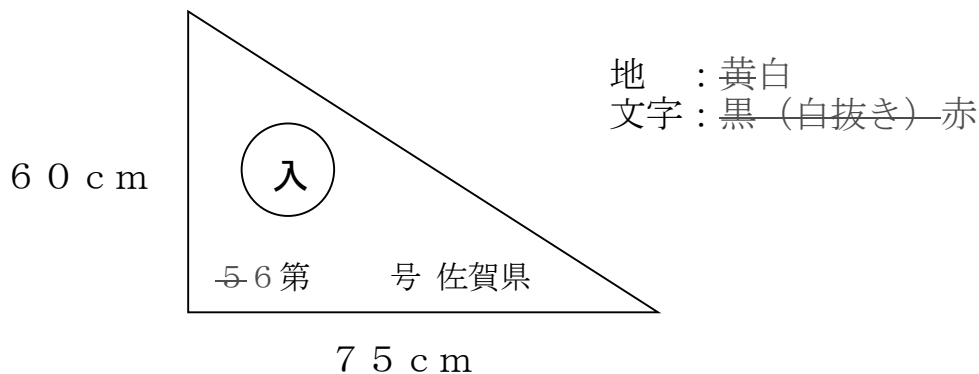
別紙のとおり

(すずき流し刺網 入漁)

条件

- 1 沖神瀬灯標を中心とした半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心とした半径500メートル以内の区域では操業してはならない。
- 2 使用する網の総延長は、530メートル（仕立上り）以下とし、網の目合は、一重網は11センチメートル以上、三重網は外網30センチメートル以上、内網11センチメートル以上とする。
- 3 使用する漁具は、一重網又は三重網のいずれか1統でなければならない。
- 4 操業の際は、佐賀県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。
- 5 ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。

(標旗)



(参考：はえ縄漁業等の漁具の標識について) <佐賀県漁業調整規則>

第55条 はえ縄漁業、げんしき網漁業、固定式刺網漁業及び刺網漁業に従事する操業責任者は、その操業中、幹縄又は網の両端に、水面上1メートル以上の高さのボンデンをつけ、幹縄又は浮子網の中間に300メートルごとに浮標をつけなければならない。この場合、夜間においては、当該ボンデンに1キロメートル以上離れた場所から認識できる電灯その他の照明を掲げなければならない。

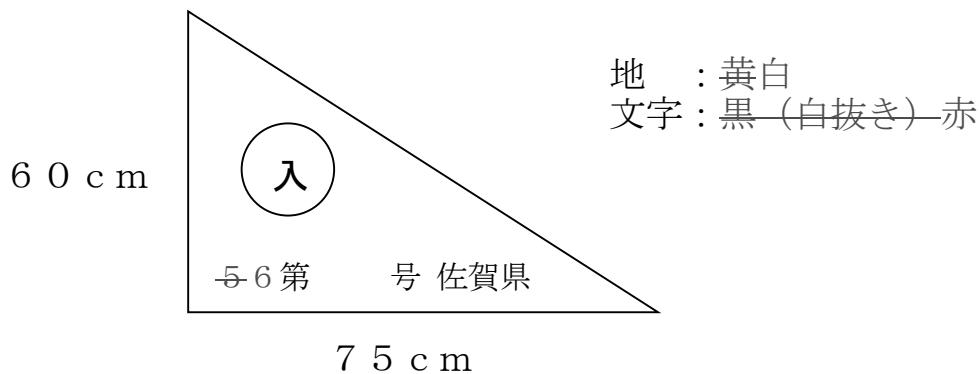
- 2 前項に規定する漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

(えび三重流し刺網 入漁)

条件

- 1 沖神瀬灯標を中心とした半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心とした半径500メートル以内の区域では操業してはならない。
- 2 一隻が使用する網の総延長は、300メートル（仕立上り）以下とし、網の目合は外網18センチメートル以下、内網3.5センチメートル以下とする。
- 3 使用する漁具は2統までとする。（2統を使用する場合においても、その合計の網の総延長は、300メートルを超えることはできない。）
- 4 操業の際は、佐賀県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。
- 5 ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。

(標旗)



(参考：はえ縄漁業等の漁具の標識について) <佐賀県漁業調整規則>

第55条 はえ縄漁業、げんしき網漁業、固定式刺網漁業及び刺網漁業に従事する操業責任者は、その操業中、幹縄又は網の両端に、水面上1メートル以上の高さのボンデンをつけ、幹縄又は浮子網の中間に300メートルごとに浮標をつけなければならない。この場合、夜間においては、当該ボンデンに1キロメートル以上離れた場所から認識できる電灯その他の照明を掲げなければならない。

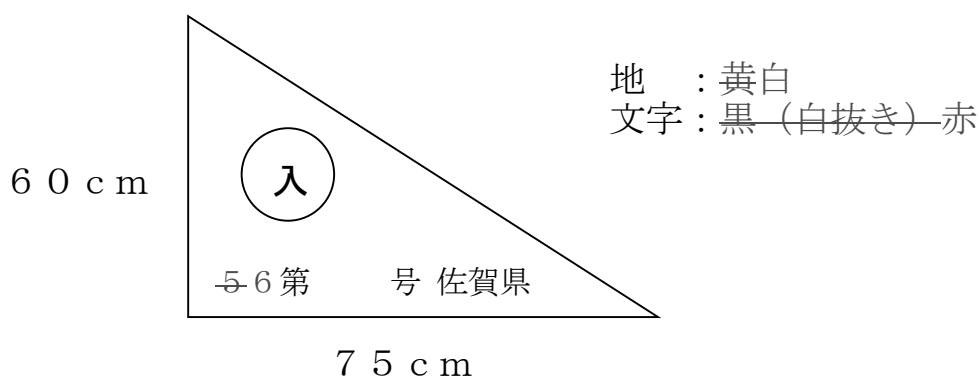
2 前項に規定する漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

(雑魚一重流し刺網 入漁)

条件

- 1 沖神瀬灯標を中心とした半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心とした半径500メートル以内の区域では操業してはならない。
- 2 使用する網の総延長は、450メートル（仕立上り）以下とし、網丈は6メートル以下、網の目合は10センチメートル以下とする。
- 3 使用する漁具は1統でなければならない。
- 4 操業の際は、佐賀県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。
- 5 ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。

(標旗)



(参考：はえ縄漁業等の漁具の標識について) <佐賀県漁業調整規則>

第55条 はえ縄漁業、げんしき網漁業、固定式刺網漁業及び刺網漁業に従事する操業責任者は、その操業中、幹縄又は網の両端に、水面上1メートル以上の高さのボンデンをつけ、幹縄又は浮子網の中間に300メートルごとに浮標をつけなければならない。この場合、夜間においては、当該ボンデンに1キロメートル以上離れた場所から認識できる電灯その他の照明を掲げなければならない。

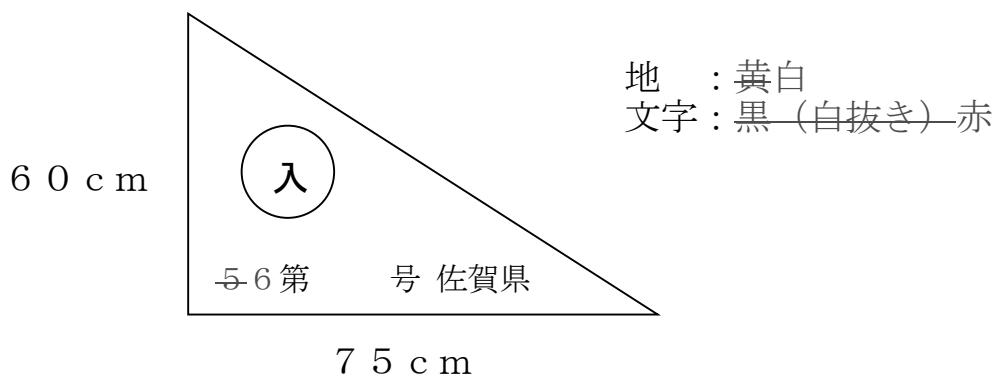
2 前項に規定する漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

(固定式刺網 入漁)

条件

- 1 沖神瀬灯標を中心とした半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心とした半径500メートル以内の区域では操業してはならない。
- 2 第1種区画漁業権（のり養殖業）漁場及び当該漁場周辺に設けられた180メートル及び90メートルの大船通し、大潮通しの区域においては、のり養殖業の操業期間中は、養殖施設の周囲100メートル以内では操業してはならない。
- 3 使用する網の総延長は、450メートル（仕立上り）以下とする。
- 4 使用する漁具は1統でなければならない。
- 5 操業の際は、佐賀県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。
- 6 ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「上手側：赤、下手側：黒」又は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。

(標旗)



(参考：はえ縄漁業等の漁具の標識について) <佐賀県漁業調整規則>

第55条 はえ縄漁業、げんしき網漁業、固定式刺網漁業及び刺網漁業に従事する操業責任者は、その操業中、幹縄又は網の両端に、水面上1メートル以上の高さのボンデンをつけ、幹縄又は浮子網の中間に300メートルごとに浮標をつけなければならない。この場合、夜間においては、当該ボンデンに1キロメートル以上離れた場所から認識できる電灯その他の照明を掲げなければならない。

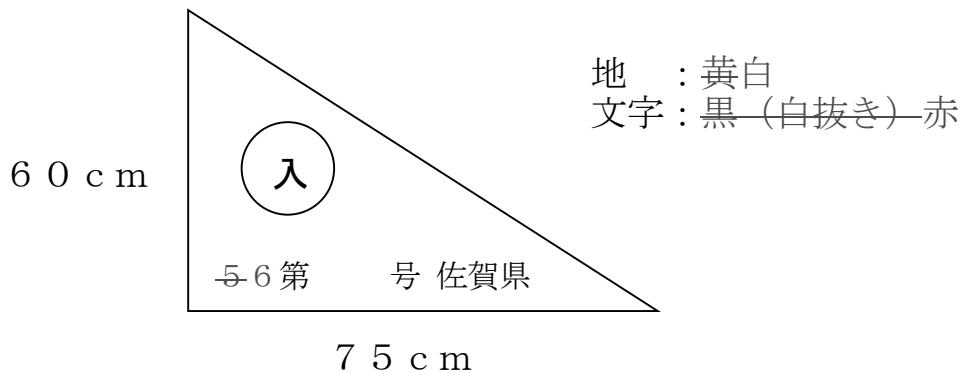
2 前項に規定する漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

(げんしき網 入漁)

条件

- 1 沖神瀬灯標を中心とした半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心とした半径500メートル以内の区域では操業してはならない。
- 2 使用する網の総延長は、450メートル（仕立上り）以下とする。
- 3 使用する漁具は1統でなければならない。
- 4 操業の際は、佐賀県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。

(標旗)



(参考：はえ縄漁業等の漁具の標識について) <佐賀県漁業調整規則>

第55条 はえ縄漁業、げんしき網漁業、固定式刺網漁業及び刺網漁業に従事する操業責任者は、その操業中、幹縄又は網の両端に、水面上1メートル以上の高さのボンデンをつけ、幹縄又は浮子網の中間に300メートルごとに浮標をつけなければならない。この場合、夜間においては、当該ボンデンに1キロメートル以上離れた場所から認識できる電灯その他の照明を掲げなければならない。

- 2 前項に規定する漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

有明海(操業区域に農区を含む)における知事許可漁業の許可状況
(基準日:令和6年1月1日)

佐賀県

漁業種類		許可件数	許可の有効期限
えび2そう船びき網漁業		1統	令和5年11月30日
あんこう網漁業		22統	令和9年6月30日
げんしき網漁業		82	令和9年6月30日
固定式刺網漁業		950	令和9年6月30日
刺網漁業	すずき流し刺網漁業	110	令和9年6月30日
	えび三重流し刺網漁業	308	令和9年6月30日
	雑魚一重流し刺網漁業	224	令和9年6月30日
	さわら流し刺網漁業	0	-
	雑魚三重流し刺網漁業	106	令和10年2月29日

「中島川（矢部川）みおすじ」の位置について

【関係漁場に係る協議の経緯】

（１）平成２９年９月２８日 第３６２回福佐連調委

- ・「中島川（矢部川）のみおすじ」と「あばきのたお」の明確な場所が不明であることから、福佐連調委としてこの場所を明確にする必要がある。
- ・福佐連調委から両県行政に、関係する資料を収集し、事前協議を行うよう付託。

（２）平成３０年８月２２日 第３６７回福佐連調委

- ・「あばきのたお」の位置について、行政間で意見が一致したことを報告。
- ・「中島川（矢部川）のみおすじ」の位置について、行政間では意見が一致していないことを報告。
資料として、昭和３５年漁場計画連絡図、昭和３６年たいらぎ発生状況調査地点図、昭和５１年有明海海苔区画漁場図を提出。
- ・福佐連調委から両県行政に対し、再度、調査のうえ協議を行うよう付託。

（３）令和４年１２月２０日 佐賀・福岡行政間協議（福岡県庁）

- ・福岡より、矢部川のみおすじに関する記述とその位置が記された過去の地形図を報告。
- ・両県行政で過去の地形図に記された３本のみおのうち、中央のみおを、福佐協定第３条に示された「中島川（矢部川）のみおすじ」とすることで一致。
- ・現在の地形図への位置を落とし込みまでには至らず。

（４）令和５年２月２１日 第３７８回福佐連調委

- ・有明海における佐賀、福岡両県の漁業調整に関する協定書（福佐協定書）更新
- ・「中島川（矢部川）みおすじ」の位置についての行政間協議結果を報告。
※過去の地形図に示された３本のみおのうち、中央のみおを「中島川（矢部川）みおすじ」とすることで意見が一致。
ただし、現在の地形図での位置確定にまでは至らず。
- ・現在の地形図に位置を示すよう、両県行政で調査・検討を行うことを決定。

（５）令和５年６月９日 第１回行政間協議（佐賀県庁）

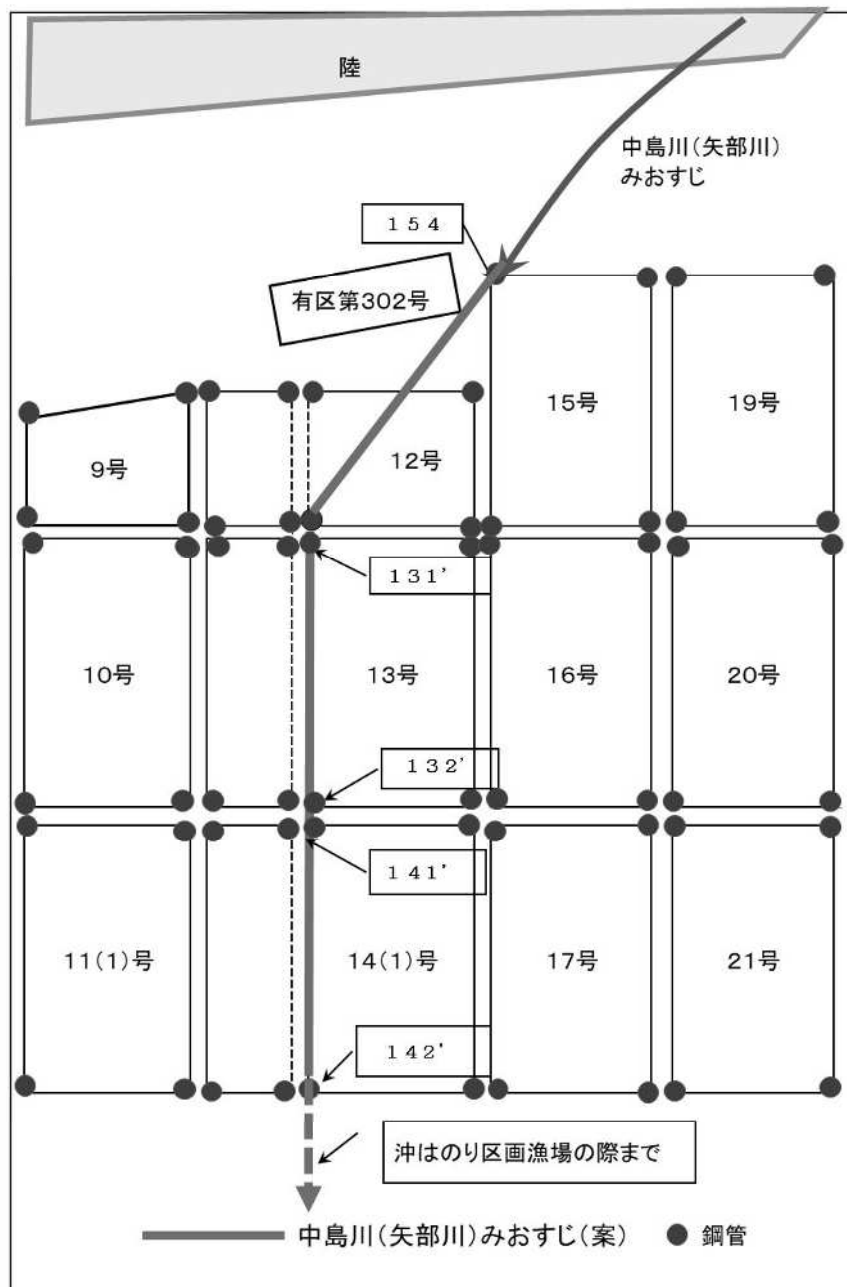
- ・福岡より４案を提示。
- ・中島川みおすじが現在の漁場図では沿岸で終わっているため、その先の線を設定する必要があること、漁場図で、また現場海域でも具体的な位置が確認できるよう、線の基点は鋼管を用いることで一致し、両県でこの条件を満たす案を作成し、再度検討することとした。

(6) 令和6年1月12日 第2回行政間協議(唐津市)

- ・福岡、佐賀双方の案について協議。結論に至らなかったため、両県で双方の案の間となる線を検討することとした。

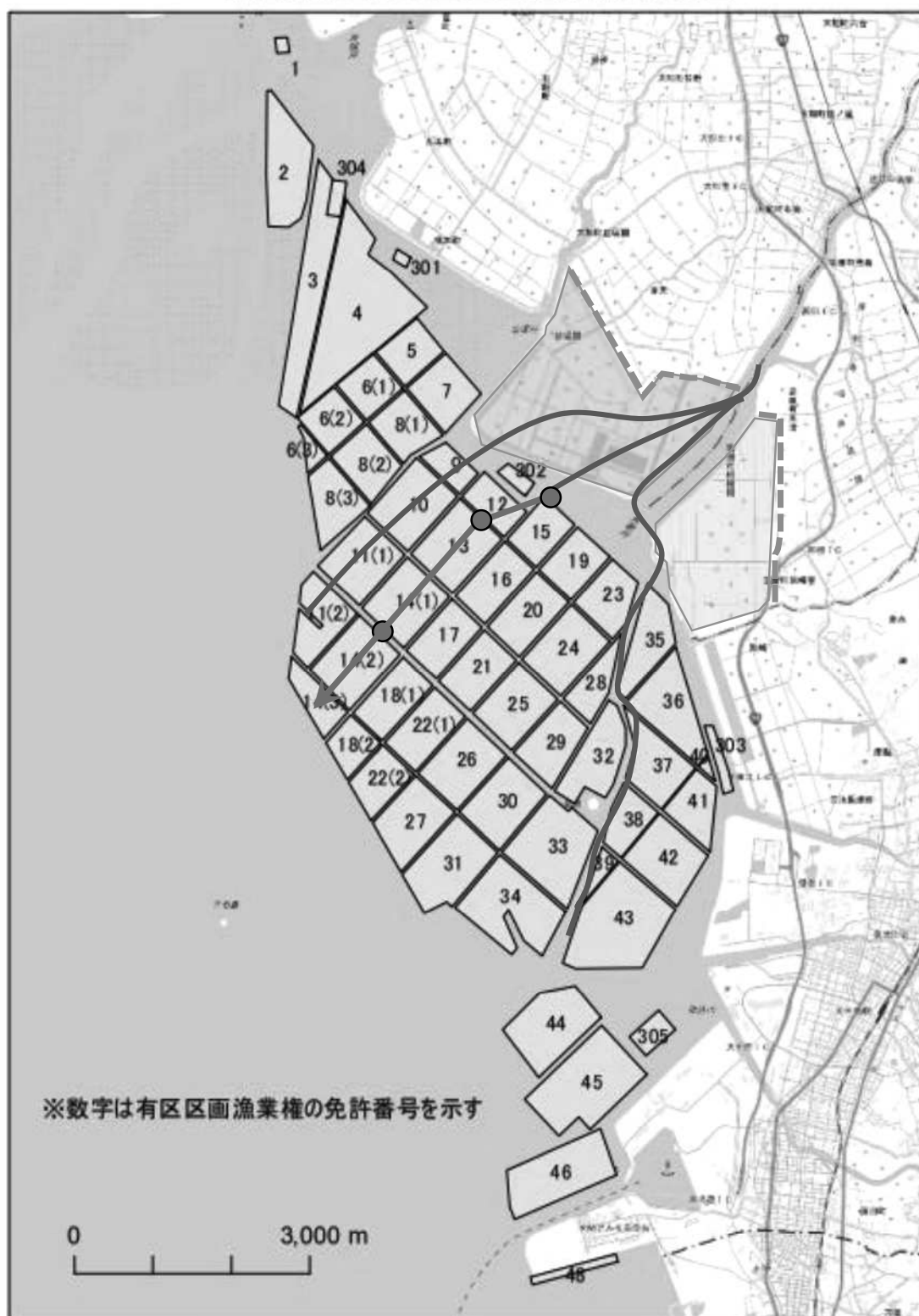
(7) 令和6年1月25日 第3回行政間協議(柳川市)

- ・「中島川(矢部川)のみおすじの終点に最も近い鋼管154と有区第13号に設置された鋼管131'を結ぶ直線及び鋼管131'から鋼管142'を結ぶ直線(有区12号から有区14(1)号内の潮通し)」(下図参照)を両県行政として中島川(矢部川)のみおすじとすることを決定。



【中島川（矢部川）みおすじ（両県行政案）】

福岡県有明海区区画漁業権漁場図



——— 過去の中島川（矢部川）みおすじ

----- 過去の陸岸

——— 中島川（矢部川）みおすじ（案）

● 鋼管

水産第4152号

令和6年1月16日

佐賀県有明海区漁業調整委員会

会長 西久保 敏 様

佐賀県知事 山口 祥義



令和6年もがい特別採捕の許可方針（案）について（協議）

現在、佐賀県有明海漁業協同組合には、もがいひび建養殖業の区画漁業権を免許しているところですが、殻長3センチメートル以下のもがいについては、佐賀県漁業調整規則第37条第1項にて採捕を禁止しており、養殖した稚貝を採捕するためには、同規則第47条第1項の規定により特別採捕の許可を受ける必要があります。

つきましては、別添のとおり許可方針（案）を定めることについて、貴委員会の意見を求めます。

（担当：農林水産部水産課）

令和5・6年もがい特別採捕許可方針（案）

1 適用除外の事項

佐賀県漁業調整規則第37条第1項

2 採捕区域

もがいひび建養殖業（第1種区画漁業）漁場内

3 採捕期間

令和5・6年のり養殖支柱撤去完了日の翌日から令和5・6年8月31日まで

4 許可の有効期間

許可をした日から令和5・6年8月31日まで

5 使用漁具及び漁法

長柄じょれん

6 採捕に従事する者

もがいひび建養殖業（第1種区画漁業）を営む者であること。

7 許可の対象

佐賀県有明海漁業協同組合の代表理事組合長とする。

8 使用船舶

小型機船底びき網（長柄じょれん船びき）を使用する場合は、当該許可を受けた船舶を使用すること。

9 条件

（1）採捕時間は、次のとおりとする。

3月・・・・・・午前6時00分から午後6時00分まで

4月・・・・・・午前5時30分から午後7時00分まで

5月以降・・・・午前5時00分から午後7時30分まで

（2）操業の際は、県が定める標旗及び平成30年7月27日令和5年8月17日付け佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第4162号（令和3年2月4日一部改正）に規定する標識旗（漁協標識旗）を、船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。

（3）採捕終了後は、速やかに操業結果を県に報告しなければならない。

筑下大第29号

令和6年1月19日

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示の適用除外申請書

佐賀県有明海区漁業調整委員長 殿

住所 福岡県久留米市安武町武島 1063-2

氏名 独立行政法人水資源機構

筑後川下流総合管理所長 村上 喜昭
(公印省略)

下記により適用除外承認を受けたいので申請いたします。

記

1 目的

本業務は、有明海域および筑後川下流域（感潮河川）周辺環境を把握する目的で行うものであり、現地調査の一環として、底生生物及び魚卵・稚仔魚の調査を行う。

2 適用除外の承認を必要とする事項

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第58・59・60・61・62号

なお、本申請に係る委員会指示の指示期間が終了し、同様の趣旨の新たな委員会指示がなされた際は、これについても本申請をもって承認いただきますようお願いいたします。

3 使用船舶

別紙1 使用船舶のとおり、4隻を使用する

4 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量

【底生生物調査】

サルボウ、他水生生物を20kg以内。

※タイラギ、ウミタケ、アゲマキは底生生物調査時の採泥試料に含まれた場合のみ採捕。

【魚卵・稚仔魚調査】

サッパ、コノシロ、他水生生物を20kg以内。

※魚卵ネットにかかった魚卵・稚仔魚のみを採捕。

※ビゼンクラゲは、魚卵・稚仔魚調査時の試料に含まれた場合のみ採捕する。

5 適用除外の期間

許可日から令和7年3月31日まで

【底質調査、底生生物調査：2回（8月、2月）】

【魚卵・稚仔魚調査：13回（毎月1回） ※なお、令和6年12月は朔の大潮が2回あるため、2回調査を実施する。】

6 採捕区域

有明海 （別紙3のNo.4、No.5、No.6、No.7）

7 使用漁具及び漁法 （別紙2参照）

スミス・マッキンタイヤ型採泥器による底生生物の採取（図－1）

スコップによる底生生物の採取 （図－1）

ネットによる魚卵・稚仔魚の採取（図－2）

別紙 1

採捕に従事する者の住所及び氏名

[Redacted area]

使用船舶

船名	[Redacted area]
仕様	
登録番号	
総トン数	
推進機関の種類 及び馬力	
所有者名	

調査方法

別紙 2

【底生生物調査】

図-1 に示すスミス・マッキンタイヤ型採泥器による底生生物の採取及び
スコップによる底生生物の採取

【魚卵・稚仔魚調査】

図-2 に示す魚卵ネットを用いて 2 ノット 10 分間の表層曳による採取

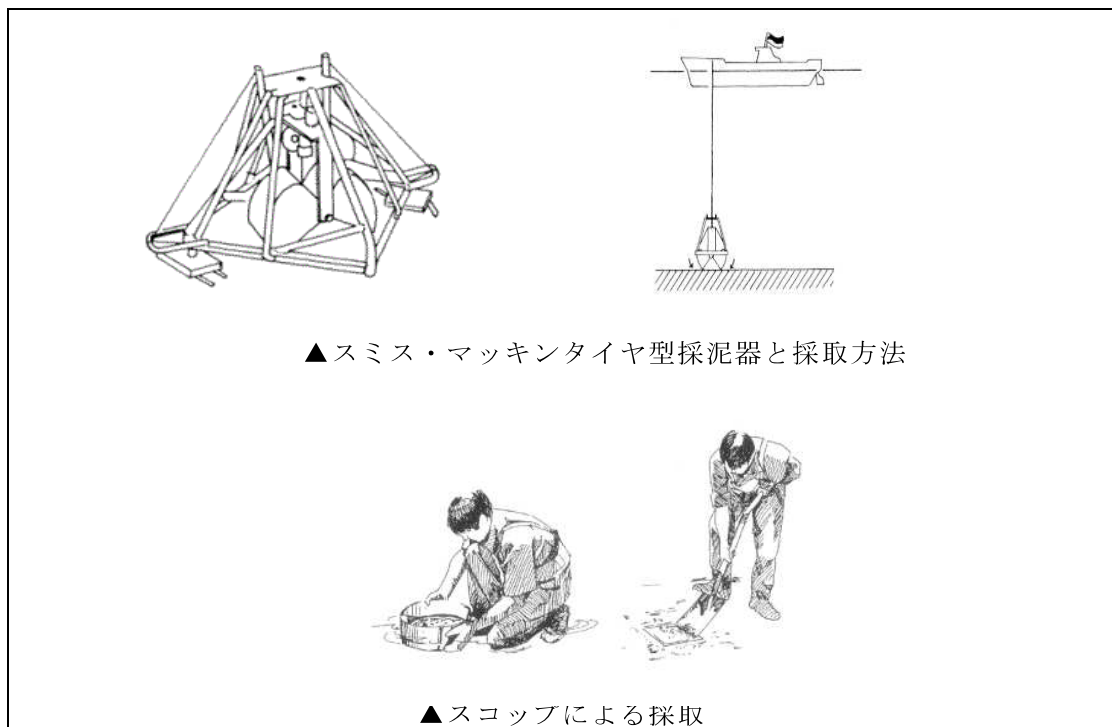


図-1 採取器具および方法（底質、底生生物）

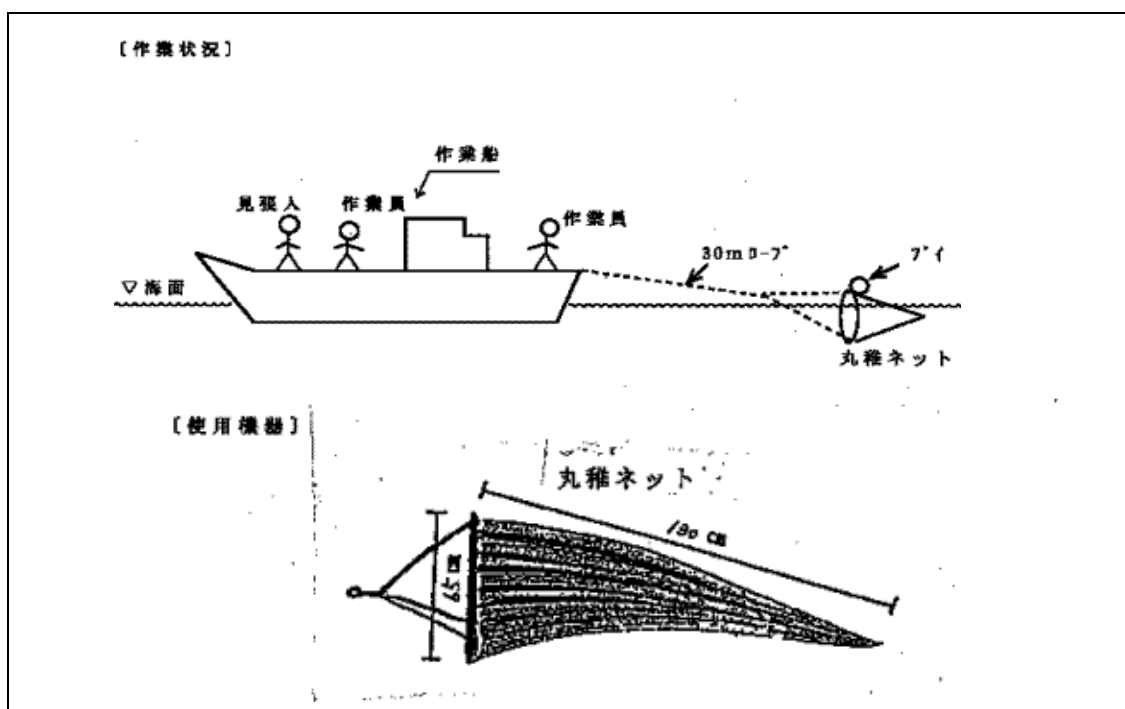
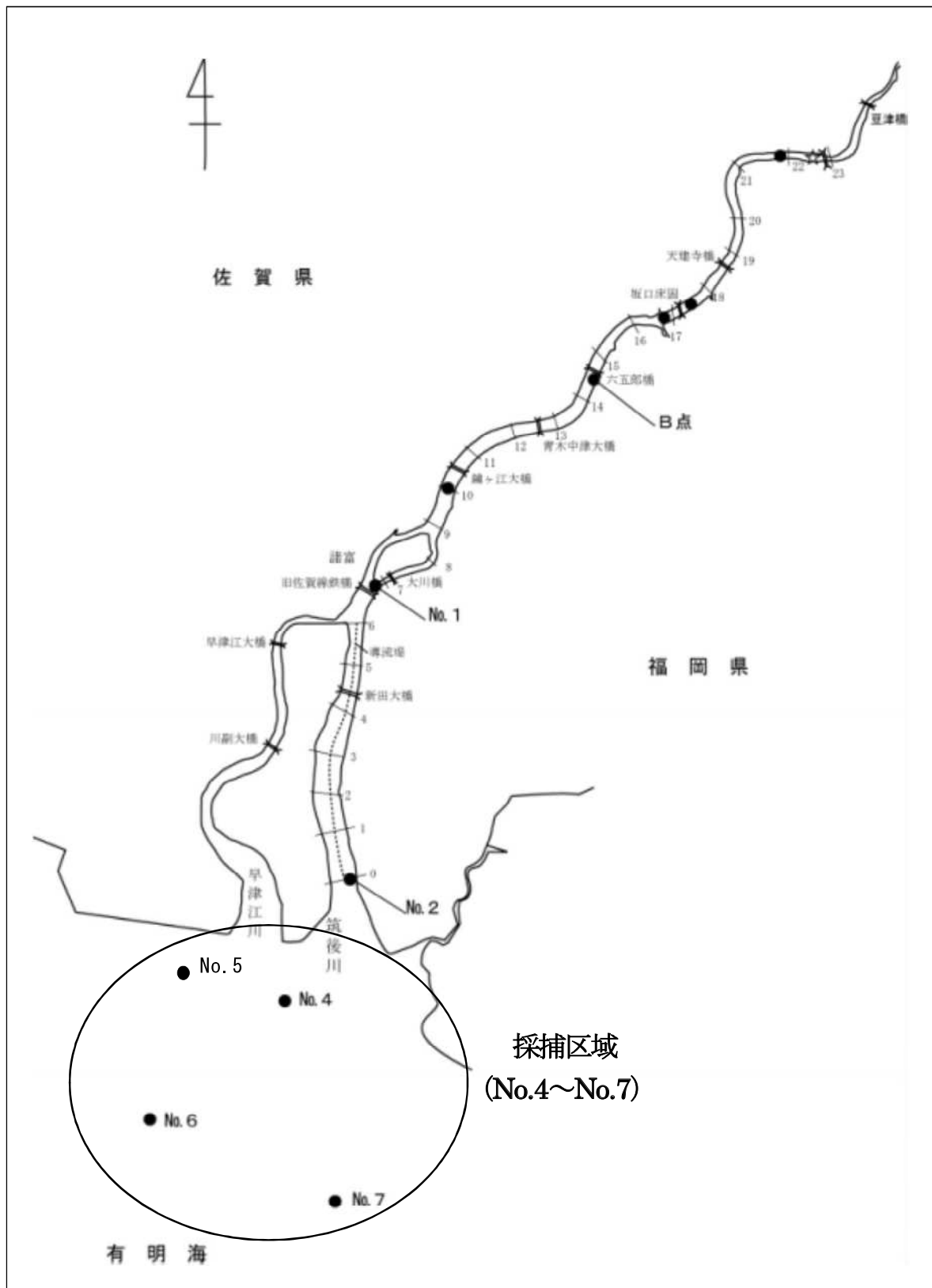


図-2 採取器具および方法（魚卵・稚仔魚）

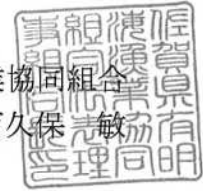


採捕区域図

令和6年1月17日

独立行政法人 水資源機構
筑後川下流総合管理所長 村上 喜昭 様

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長 西久保 敏



同 意 書

令和6年1月12日付、筑下大第28号にて依頼がありました令和6年度筑後大堰関連環境調査につきましては、佐賀県有明海区共同漁業権者及び区画漁業権者として同意します。

佐有漁協指第284号

令和5年12月4日

佐賀県有明海区漁業調整委員会

会長 西久保敏様

佐賀県有明海漁業協同組合

代表理事組合長 西久保 敏

(公印省略)

令和5年度の潜水器漁業の許可について(報告)

謹啓 時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。――

有明海における潜水器漁業につきましては、日頃より特段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、下記のとおり報告がありました。

つきましては、潜水器漁業者の意向をお汲み取りのうえ、ご配慮賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

記

- 一、添付書類 佐賀県潜水器業者会会長より組合長宛
「令和5年度の潜水器漁業の許可について」



令和5年11月30日

佐賀県有明海漁業協同組合

代表理事組合長 西久保 敏 様

佐賀県潜水器業者会

会長 貞包 保則

(公印省略)

令和5年度の潜水器漁業の許可について（報告）

謹啓 時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

有明海における潜水器漁業につきましては、日頃より特段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年度のタイラギ漁期を迎えるにあたり、タイラギ生息状況調査結果を踏まえ協議したところ、下記のとおり決定しました。

つきましては、当業者会の意向をお汲み取りのうえ、潜水器漁業につきましては、ご配慮賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

記

令和5年度の潜水器漁業に係る許可申請は行わない。

うみたけ委員会承認漁業 結果報告書

① 委員会指示の内容

上限隻数：「ねじ棒」60 隻、「簡易潜水器」10 隻とした。

操業期間：2023 年 6 月 1 日から 6 月 30 日までの 1 か月。

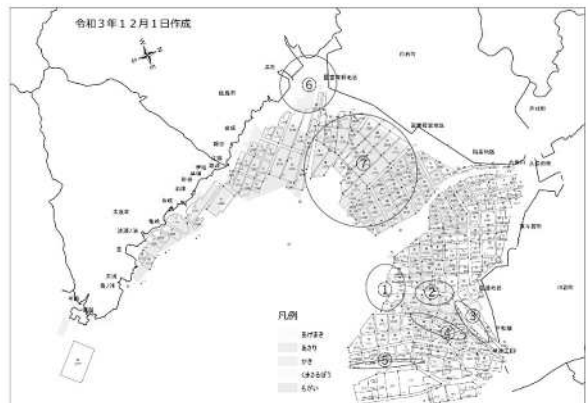
資源管理および市場等での値崩れ防止のため毎週土曜日を公休。

報告書：操業日ごとの操業位置、漁獲量（「kg(採捕重量)」、「箱（出荷箱数）」、「個（採捕数量）」のいずれかを記載）を記載した報告書の提出が義務。

② 支所別承認者数

支所名	ねじ棒	簡易潜水器	合計
大詫間	12		12
南川副	15		15
広江	1	1	2
東与賀	4		4
佐賀市	1		1
久保田		1	1
芦刈	1		1
福富町	3	2	5
新有明	3	1	4
鹿島市	19	1	20
たら	1		1
合計	60	6	66

③ 操業区域（ねじ棒）



④ ねじ棒および簡易潜水器の採捕個数および操業日数

	推定採捕個数 (個)	のべ操業日数 (日)
ねじ棒	117,187	406
簡易潜水器	19,075	104
合計	136,262	510

⑤ ねじ棒漁業の操業区域別の推定採捕個数およびのべ操業日数

操業区域	推定採捕個数 (個)	のべ操業日数 (日)
①	9,832	54
②	2,075	17
③	3,344	12
④	72,538	175
⑤	5,293	31
⑥	227	8
⑦	74	8

※ 1 日に複数個所で操業されている場合は除外